

【会津若松市地域福祉計画】（第3期）

地域福祉計画は、地域福祉の推進により、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創る「地域共生社会」の実現を目的にした計画です。

また、本計画の理念を具体的な活動につなげていく必要があることから、社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会が策定する、住民主体の地域福祉活動の推進を図るための地域福祉活動計画と一体的に策定しており、この2つの計画を推進していくことにより、本市の地域福祉の充実を図ります。

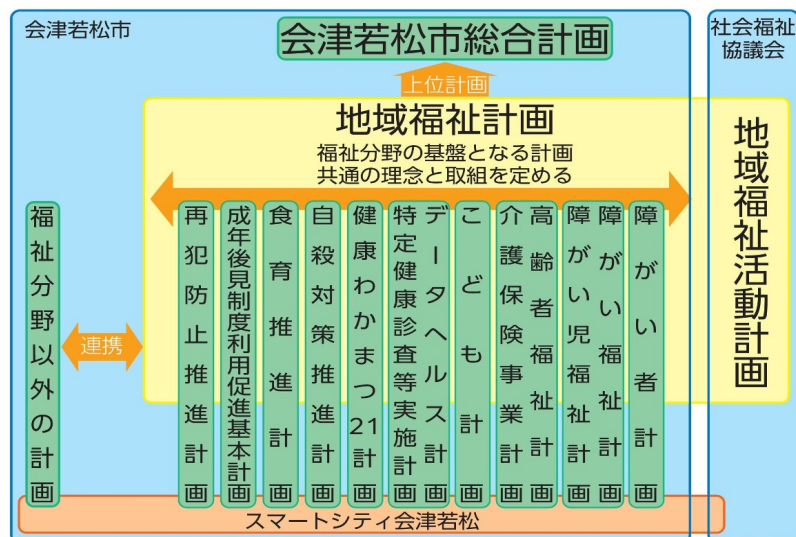
1 計画の位置づけ

本計画は、福祉分野共通の理念と取組を定めたもので、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」となり、福祉分野の上位計画として位置づけています。

福祉サービスと成年後見制度など必要な支援を包括的に提供する必要があることから、成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条に基づく「第2期成年後見制度利用促進基本計画」を包含しています。

また、国・県の動向を踏まえ、再犯防止推進の観点から地域福祉の基本理念の実現をめざし策定した「第2期再犯防止推進計画」についても一体的に策定しています。

<計画の位置づけ>



2 基本理念

「誰もが安心して暮らせるよう地域で支え合うあいづわかまつ」

3 計画の基本的な視点

- ① 地域福祉の主役は地域で生活する市民一人ひとり
- ② 地域共生社会の実現を目指す
- ③ 地域の特性を活かし、地域生活課題に対応する
- ④ 分野を超えた多様な主体が連携する
- ⑤ 一人ひとりに寄り添った支援を行う
- ⑥ 常時・非常時の切れ目のない支え合いを推進する

4 基本目標と基本施策

- 基本目標1 地域福祉推進の基盤づくり
基本施策 ①地域活動参画へのきっかけづくり
②地域福祉の担い手づくり
③地域福祉の活動づくり
- 基本目標2 身近な地域で支え合える基盤づくり
基本施策 ①孤立を生まない地域づくり
②つながりの得られる居場所づくり
③尊重し合う地域づくり
- 基本目標3 安心して暮らせる基盤づくり
基本施策 ①医療・福祉サービスの充実した地域づくり
②包括的に受け止める支援体制づくり
③災害に備えた地域づくり

5 役割分担と連携

地域福祉を担うそれぞれの主体が、役割や認識を共有しながら、計画を推進します。



役割と分担のイメージ

6 計画期間

令和8年度～令和13年度（6年間）

7 計画の推進

市民、地域運営組織をはじめとする地域における各種団体等、医療・福祉の専門職、社会福祉協議会、行政等が連携し、相互理解を深めながら、地域福祉を一体的に推進していきます。

また、地域福祉の推進にあたっては、市が必要な環境整備や公的福祉サービスの提供等を図る役割であるのに対して、地域福祉活動計画の策定主体である社会福祉協議会では、住民主体の地域福祉活動や、地域の支え合い等に向けた中核的な役割を担うことが求められており、両者の関係性は、公と民の2つの視点から相互補完しながら、地域福祉を推進するための『車の両輪』に例えられています。